

相続のこと、今のうちに相談してみませんか。



不動産を高く売るには

相続によって取得した不動産を高く売りたい、あるいは、遺産分割に際して、取得額を増やすために、不動産を高く売りたいなど、不動産の売却について相談を受けることがとても多くなっています。

2025年現在、コロナ禍を経てもなお、不動産市況は大変な活況です。一部ではバブルではないかとも言われていますが、金融緩和の影響や海外資本の流入などによって不動産が高値で取引される状況が続いています。

ところで、不動産を高く売ろうとする場合に重要なのは、買主を探してきてくれる（売買の仲介をしてくれる）不動産業者の選定です。一般の方の場合、常日頃から不動産業者と付き合い（取引）が

あるのかというと、ほとんどの方は付き合いがないはずです。

そうすると、どのように不動産業者を選んだらいいのかよく分からず、飛び込みのような形で、不動産業者の店舗を当たってみたり、インターネットで検索したり、ということになってしまいます。

相続によって単独取得になった不動産であればまだしも、相続人全員の共有となっている状況で、相続人それぞれが売却方針について意見が対立している場合、幅広く買主を募集してもらうよう不動産業者に依頼することは難しいのかもしれない。

相続案件を多数取り扱っている法律事務所であれば、常日頃から不動産業者と付き合い（取引）がありますので、多少困難な案件であっても、きっちりと高く売却できる不動産業者に依頼することが可能です。

しかも、相続人全員の意見のとりまとめ、不動産業者の選定から、売買契約書のチェック、売買代金の受領と各相続人への配分まで、すべての工程をお任せいただくことも可能です。

不動産業者の選定など、不動産の売却でお悩みの方は、是非ご相談ください。



弁護士
田阪 裕章
(大阪弁護士会所属)



田阪
法律事務所

TASAKA
LAW OFFICE

まずはご予約を [受付/9:00から20:00]

050-3628-2026

<https://souzoku.t-bengo.com/contact/>

大阪市北区堂島1-1-5 関電不動産梅田新道ビル4階



大阪メトロ御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋」駅 徒歩4分
JR東西線「北新地」駅 徒歩7分
JR東海道本線「大阪」駅 徒歩9分

